

第9回 消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会 議事要旨

1. 日 時：令和元年9月2日（月）17:00～17:46

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館共用第3特別会議室

3. 議題

報告書作成に向けた議論の整理

4. 出席者

（委員）

山本委員（座長）、垣内委員、黒沼委員、高橋委員、西内委員

（事務局）

坂田審議官、加納消費者制度課長

（オブザーバー）

国民生活センター、最高裁判所

5. 議事概要

本研究会の報告書（案）について、事務局から第8回資料時からの修正点の説明を行った上で、欠席の委員からキャンセル料に関する情報提供の記述について意見が届いた旨事務局から紹介した後、意見交換を行った。概要は以下のとおり。

【意見交換】

○ 53頁の想定する情報提供の各場面を整理した表の「想定場面の例」という行の2列目の「一回限りの契約において～」についての書き方だが、「期間中の情報提供」がいつを指すのかが本文からは判然としない印象を抱く。

注84や85を見るとその趣旨が分かる気もするが、注84や85はどのような場面で情報提供が必要かという部分に係るようにも見えるからである。これらの注を後ろに回すなり、情報提供を行う時期について本文中に記載することを検討していただきたい。

- どのような形で修文するかも含め、事務局で検討させていただく。

- 欠席委員から届いた意見について、Ⅲ各論的事項の第3の2. (2)ウのところ、一回限り契約で解約可能期間等が設けられていない場合は、解約料が高額なものであったとしても改めて情報提供されるにすぎず、仕組み自体は万能ではないという指摘の直後に、「一方で、長期的な見直しによる判断が必要となる契約類型においては、負担なく解約できる期間を設定することや解約料を段階的に設定することなど、解約料の在り方の見直しなどと組み合わせるこの仕組みを機能させることも検討の余地があろう」という指摘を入れる修文案があるとのことだが、これを報告書に組み込む意見ということか。

本体の部分は解約料等についての情報提供の話をしているわけだが、この解約料を段階的に設定するという意見は、法律で段階的な規定を置くこと等も含めた解約料の見直しの規定についても検討すべきということか。「解約料を段階的に設定することなど」とは、業者側の行為と法律的な手当てのいづれなのかは、明確にする必要がある。

- 意見を出した委員に修文の趣旨を確認する必要があるが、補足説明として「これまでの議論でも、明示的な提案ではないにせよ、そういった形で条項の内容を作り込むことも考えられていたように思います」とある。この点に関する過去の議論として、法律的な手当てというよりは事業者の約款の在り方や事業者の自主的な取組として、ある程度長期的、継続的な契約における負担のない解約期間の設定や解約料の段階的な設定などを念頭に置いていると推測する。

例えば、通常の旅行約款にしても、解約料の段階的な設定はよく見られると思われる。また、「負担なく解約できる期間を設定すること」の記載は若干踏み込んだような印象を受けたが、一定の期間は消費者側が負担なく解約することができるように期間を設定していただくということだろう。

もともとの解約料の情報提供とこれらなどを併せれば、一定程度機能するのではないかという指摘だと思う。法律的に手当てするということに限らず、むしろ企業の自主的な取組として促進していくという趣旨ではないか。

- 負担のない解約期間の設定や解約料の段階的な設定について、業者がそのように設定するよう促すような解約料の在り方の見直しを法律的な手当てとして検討すべきだという趣旨であることはおおよそ分かったものの、やや言葉として不明確なので、もう少し分かりやすくした方が良いのではないかと

と思う。

- この記載はもともと平均的な損害の項目にあったものを移したことによって、今さきほど指摘されたような問題が起こったという印象を受ける。

情報提供の考え方の整理としては、契約条件の中身はさておき情報提供をまず事前にやり、かつ契約締結後もやるという方向で議論が進んだ結果として、解約料その他の記載がここに移ってきたわけだが、契約条件そのものについても適切な方向で事業者を考えさせる、あるいは本研究会で誘導しようという意見は、情報提供の範疇から外れており、ここに入れるのは不適切。

例えば、適切な契約条件作りを消費者庁あるいは業界団体等で行うことをこの報告書の一つの柱にするならば、項目をむしろ独立させて立てたほうが良いかもしれない。他方で、消費者契約法の改正に議論を絞るならば、情報提供の枠外であるため、「おわりに」で少し書くくらいが適切か。

- ここでの提案は、積極的に契約の内容規制を検討しようという話というよりも、提案されている情報提供の規律は万能ではないものの、他の規律との組合せによって有効に機能することも考えられるという趣旨かと思う。

その意味では、提案された位置で触れて良い内容を含んでいると感じた。

- 委員からこのような意見が提示されたことは間違いのため、指摘があったことは報告書に留めることにし、適切な挿入箇所については、座長に一任で良いか。

- 「解約料等に関する事項の情報提供」の中の営業秘密の記述は要らないと思う。契約条件をなるべく分かるようにするということであり、契約条件の詳細・根拠を説明するわけではないため、営業秘密には関わらないと思う。

- Ⅲ各論的事項の第3の2. (1)ウの「小活」の第2段落として追加されたところについて、前回の研究会における指摘を受けたものであると思うが、この書きぶりだと非常に一般的な記載に見え、既存の金融商品取引等に関する規律は消費者契約一般について妥当しないという意見があったかに読めるかと思う。

しかし、もともとの発言は、既存の金融取引等に関する規律については、特定の分野に妥当するものであり、消費者契約一般についても当然に妥当するというのではないのではないかということ、妥当するというのであれば、更に様々な検討が必要ではないかという趣旨だったのではないか。

そうすると、妥当するものではないという断定的な形で書くことが、その趣旨に沿うのかどうか気になった。

- 発言者として補足すると、金融商品取引の場合には非常にリスクの高い商品を売るという観点から、厳しく規制・監督している状況であり、事業者に対する規制の強さは一般の消費者契約とは異なると思われる。金融や保険などの情報提供の在り方を消費者契約法に取り込むという考え方自体はあり得ると思うが、ダイレクトに金融商品での方法を消費者契約一般でもやるという発想であれば安直過ぎないかという趣旨である。

消費者契約一般は、基本的に事業者は自由契約・自由競争で活動するということであり、非常に古典的に言えば、「買い主注意せよ」という考え方が妥当すべき場面であろう。金融や保険の世界とパラレルに論じるためには、消費者契約のこの部分については特に保護が必要なので、金融商品を参考にしてはどうかという、もう一段階の説明があると良いと思った次第。

- 他にも同じようなことがあるかもしれないが、「小活」という見出しにて既述の議論のまとめと新たに出された意見を並列している点は整理をすべき。

この後、修正を要する点や形式的な字句修正等については座長一任とし、報告書を取りまとめることとなった。

- これで本研究会は終わりになるので、閉会に際して、この研究会の感想であるとか、あるいは今後の検討課題や検討に際しての注意等について、自由にご発言いただきたい。

- 営業秘密の保護の必要性は共通認識だろうが、具体的にどのような営業秘密が、どのような規制を置くと、どの程度害されるか、あるいは漏えいすることになるかについては、正に事業者が一番良く知っているため、次の議論の場では、その点を一定程度詰めて、実態に即した議論をしていただければと思う。

抽象論だけで、営業秘密を害するからこのような規制はだめだという意見は説得力がないと思われるので、具体性を持った議論をお願いしたい。

- 大変重要な指摘だと思う。

- 「幻惑」の概念について、検討を行う以前の問題として、「幻惑」をどのように位置づけるのかが最初から最後までよくわからなかった。

事例4や事例5について救済の必要性があるだろうことは、一定程度コンセンサスが得られるかもしれない。しかし、基礎理論としての民法その他の現在まで存在する取消しに関する規律との整合性や、心理的な側面に関する心理学上又は行動経済学などの経済学上の位置づけについて、何らの定見がない状態のまま最後まで議論がされたように思える。

今後、「幻惑」という類型を独自の類型として、取消権などの規定を設けるとすれば、より踏み込んだ議論として、民法との整合性や心理学上の位置づけについて、1回程度ヒアリングを行う機会を設けたほうがよいのではないかという印象を抱いた。「幻惑」については、「浅慮」との比較で、そういう印象がかなり顕著だったように思われる。

- これまでの研究会でも「幻惑」の位置づけについて指摘があったところであり、立法化につなげる際の宿題として引き続き考えていく必要がある。

- 本研究会は、主として学術的、理論的な観点から検討したが、実際に立法化するためには、関係各分野の理解を得ていかなければならず、そこが非常に難しいのだろうと想像する。

是非この研究会の成果を今後のプロセスの中で活用いただくようお願いする。

最後に事務局から、次回の研究会の開催はない旨説明がなされた。